

## 旭川市総合戦略検討懇談会開催要綱

### (趣旨)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条に基づく市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の検証・評価に係る意見聴取等を行うため、旭川市総合戦略検討懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

### (参加者)

第2条 懇談会の参加者は、学識経験者等及び公募市民で市長が参加を依頼した者とする。

### (懇談会の役割)

第3条 懇談会は、市が実施する総合戦略の進捗に係る検証・評価及び総合戦略の改訂についての意見聴取等を行う。

### (懇談会の進行)

第4条 懇談会の進行は、参加者の互選により定めた進行役が行う。

### (報償)

第5条 参加者への謝礼は、懇談会1回につき2,000円とし、懇談会開催ごとに支払うものとする。

### (庶務)

第6条 懇談会の庶務は、総合政策部政策調整課において行う。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の開催に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成27年 4月24日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成27年 6月10日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成28年 3月25日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成29年 4月12日から施行する。